

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

- ・ 地域内の生産農家や酒造メーカーとの連携を強化し、地元で生産された野菜や酒粕をより活用することで、「地産地消」の推進を従来以上に行います。特に奈良市、奈良県産の野菜や酒造メーカーから供給される酒粕をメインに使用し、奈良漬の製造を行うことで、地域資源の活用と地域経済の発展に貢献します。

- ・ 奈良屋本店は既にSDGs宣言を行っており、奈良漬メーカーとしては現在、奈良県で唯一のJAS企業です。1300年続くとされる奈良漬の製造を可能な限りデータ化することによって、より持続可能な事業として成長を続けたいと考えています。

奈良先端科学技術大学院大学との共同研究で当店の奈良漬に独自の乳酸菌が発見されました。今後の研究にも積極的に協力することで「奈良漬の不思議」を解明したいと考えます。行政機関との連携をより強固なものとし、産学官の枠組みの中で事業を推進していきます。

#### c. 専門人材マッチング

- ・ 地域の生産農家や技術者との連携を強化し、専門知識や技術を活かすことで、地域産業の成長を支援します。

#### d. グリーン化の取組

- ・ 使用済の酒粕を産業廃棄物として廃棄するのではなく、再利用する取り組みを行い、奈良県内で完結するサーキュラーエコノミーを目指しています。酒粕は肥料や飼料として再利用され、地域全体で資源を循環させる仕組みを構築しています。

この取り組みは近畿大学農学部と連携して進められています。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

- ・奈良屋本店は奈良漬の製造・販売を通じて、地域産業の活性化と持続可能な社会の実現を目指しています。特に「地産地消」に重点を置き、地域資源を最大限に活用した製品作りを行います。
- ・奈良漬製造業務に関わる全ての取引において、契約や支払いにおける透明性を確保し、公正な取引を行うことを誓います。
- ・地域と共に成長し、持続可能な未来を築くため、取引先とのパートナーシップを積極的に構築します。

2024年12月10日

奈良屋本店

代表 増田幸彦

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。